

2020年5月18日

特定非営利活動法人 日本ウイグル協会
会長 イリハム・マハムティ様

株式会社ファーストリテイリング
グループ執行役員（サステナビリティ担当）新田幸弘

拝復 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

4月30日付貴信にていただいたご質問につき、下記の通りご回答申し上げます。

まず、新疆ウイグル自治区で生産されている弊社商品はございません。また、本年3月、「オーストラリア戦略政策研究所（Australian Strategic Policy Institute : ASPI）」が発表した報告書内で、弊社ユニクロと関連付けられているYoungor Textile Holdings Co. Ltd、およびQingdao Jifa Huajin Garment Co. Ltdは、弊社が商品の生産を委託する生産パートナーでも指定素材工場でもなく、弊社との間に取引はないことを確認しています。

弊社は、グローバルで事業を展開する企業として、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）」をはじめとする国際基準に則り、「ファーストリテイリンググループ人権方針」を定め、事業とサプライチェーン全体で影響を受ける人々の人権尊重のための取り組みを推進しています。また、UNGPsに基づいた人権デューディリジェンスを継続的に実施しています。当該デューディリジェンスにより人権侵害が疑われる場合や人権侵害となる問題が見つかった場合は、是正に向けて適切に対処することにより、人権尊重の責任を果たします。さらに、人権委員会を設置し、弊社の事業活動が人権方針に基づいて適正に行われるよう監督体制を設けております。

また、弊社は、サプライチェーンにおける労働環境や人権を守るための「生産パートナー向けのコードオブコンダクト」を2004年に制定し、全ての生産パートナーに遵守を求めています。生産パートナーに対しては、業務の再委託や原材料の調達に際しても、このコードオブコンダクトに準じた取引先との取引を求めております。加えて、従業員の苦情に対応するためのホットラインなどの仕組みの導入と適正な運営も求めております。さらに、すべての取引先工場を対象に、「生産パートナー向けのコードオブコンダクト」に基づき、人権侵害、労働環境などについて第三者機関による監査を定期的に実施しています。新規に取引を開始する工場に対しては、取引開始前の監査を行い、重大な人権侵害となる問題やその可能性がないことが確認された場合のみ取引を開始します。

「生産パートナー向けのコードオブコンダクト」では、強制労働を禁止しており、生産パートナーの監査では、これまでのところASPIが報告したような強制労働が行われた事実は確認されておりません。しかしながら、引き続き、弊社の製品が倫理的な環境で生産されていることを確認するため、生産パートナーと協力し、人権デューディリジェンスを実施していきます。深刻な人権侵害が見つかり、事実と判明した場合は、弊社の基準に則り、当該生産パートナーとの取引の見直しや停止を行います。

(ご参考)

- ファーストリテイリング 人権方針：
https://www.fastretailing.com/jp/about/frway/pdf/HumanRightsPolicy_jp.pdf
- 生産パートナー向けのコードオブコンダクト：
<https://www.fastretailing.com/jp/sustainability/labor/pdf/coc.pdf>

敬具